

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）  
「食品等の安全性を確保すること」について

平成22年8月

医薬食品局食品安全部企画情報課	(吉野課長)
企画情報課国際食品室	(日下室長)
企画情報課検疫所業務管理室	(坂本室長)
基準審査課	(森口課長)
基準審査課新開発食品保健対策室	(熊谷室長)
監視安全課	(加地課長)
監視安全課輸入食品安全対策室	(道野室長)
監視安全課食中毒被害情報管理室	(熊谷室長)

## 1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

### 【政策体系（図）】

基本目標 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること				
施策大目標 分野	1	2	3	4
	食品等の 安全性 確保	水道の 確保	麻薬・覚せい剤等 の乱用を防止	生活衛生の向 上・推進

### 施策中目標

1	食品等の安全性を確保すること
---	----------------

※ 並列する施策中目標はありません。

### 【政策体系（文章）】

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1 食品等の安全性を確保すること

施策中目標1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

（関連施策）

特になし。

（予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

- （項）食品等安全確保対策費：食品等の飲食による危害発生防止に必要な経費（全部）
- （項）検疫所共通費：検疫所に必要な経費（全部）
- （項）輸入食品検査業務実施費：輸入食品の検査に必要な経費（全部）
- （項）検疫所施設費：検疫所施設整備に必要な経費（全部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標 1）食品衛生管理の高度化等、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること
- （施策小目標 2）食品等に関する規格基準の設定を推進すること
- （施策小目標 3）健康食品の安全対策を推進すること
- （施策小目標 4）リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	10,588 (10,588)	11,077 (11,077)	12,968 (12,968)	12,456 (10,421)	11,064
税制減収額見込み (実績) (百万円)	—	—	—		

### 3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	大規模食中毒の発生件数（過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度）	2	6	5	1	2
達成率		116.7%	0.0%	43.8%	166.7%	128.6%
2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数（前年度以下/毎年度）	724	845	825	778	集計中
達成率		95.8%	83.2%	102.8%	105.7%	—
3	輸入食品の規格基準等の違反件数（前年(度)以下/毎年(度)）	935	1530	1150	1150	1559 (速報値)
達成率		118.2%	36.3%	124.8%	100.0%	64.4%
4	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%以上/平成22年度）	45.7	66.4	57.6	49.7	55.6
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、「食中毒統計」（医薬食品局食品安全部監視安全課調べ）による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。（参考：平成16年度の発生件数は0）</li> <li>指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例（大臣官房統計情報部）によるが、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年10月に公表予定である。</li> <li>指標3は、医薬食品局食品安全部企画情報課検疫業務管理室調べによるものであり、毎年度末（ただし、平成18年までは年次、平成19年以降は年度。）現在の数値である。</li> <li>指標4は、「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）による。</li> <li>なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1 + (達成水準 - 実績値) / 達成水準」として算定。</li> </ul>						

アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
5	輸入食品モニタリング検査達成率（100%/毎年度）	102	102	103	105	104 (速報値)
達成率		102.0%	102.0%	103.0%	105.1%	104.4%
6	ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数（前年度以上/毎年度）		7	29	16	21
達成率		—	—	414%	55%	131%
7	健康食品等に関する健康被害報告数（過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度）	39	15	30	22	27
達成率		—	—	247.3%	189.1%	111.9%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標5は、指標5は「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」（医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室）による。</li> <li>・指標6は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。 ※ポジティブリスト制度とは、原則禁止の中で、禁止していないものを例外的に一覧表に示す制度のこと。食品中に残留する基準が定められていない農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）に関し、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則として禁止する制度。</li> <li>・指標7は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。（参考：平成16年度の報告数は45）</li> <li>・なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1 + (達成水準 - 実績値) / 達成水準」として算定。</li> </ul>						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	食品の安全に関する意見交換会の参加者数					
	・主催、共催	8,750	10,963	1,936	1,331	1,197
	・出席参加含む	10,484	13,127	3,709	2,316	1,839

【調査名・資料出所、備考等】

- ・指標1は、医薬食品局食品安全部企画情報課調べによるもの。

## 4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

(1) 施策小目標 1 「食品衛生管理の高度化等、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	大規模食中毒の発生件数(過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)	2	6	5	1	2
達成率		116.7%	0.0%	43.8%	166.7%	128.6%
2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数(前年度以下/毎年度)	724	845	825	778	集計中
達成率		95.8%	83.2%	102.8%	105.7%	
3	輸入食品の規格基準等の違反件数(前年(度)以下/毎年(度))	935	1530	1150	1150	1559 (速報値)
達成率		118.2%	36.3%	124.8%	100.0%	64.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標 1 は、「食中毒統計」（医薬食品局食品安全部監視安全課調べ）による。なお、食中毒患者数が 500 名以上の事例を大規模食中毒としている。</li> <li>・指標 2 は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例（大臣官房統計情報部）によるが、平成 21 年度の数値は現在集計中であり、平成 22 年 10 月に公表予定である。</li> <li>・指標 3 は、医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室調べによるものであり、毎年度末（ただし、平成 18 年までは年次、平成 19 年以降は年度。）現在の数値である。</li> </ul>						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	輸入食品モニタリング検査達成率(100%/毎年度)	102	102	103	105	104 (速報値)
達成率		102.0%	102.0%	103.0%	105.1%	104.4%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標 4 は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」（医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室）による。</li> </ul>						

参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	総合衛生管理製造過程（HACCPの概念を取り入れた食品の製造過程であり、営業者の任意の申請による申請制度）承認取得施設件数（単位：件）	565	584	572	560	564
2	営業許可取得件数（単位：件）	2,641,865	2,672,437	2,611,022	2,581,898	集計中
3	食品の収去件数（単位：件）	172,451	163,155	158,200	153,975	集計中
4	食品の違反件数（単位：件）	1,277	1,174	1,153	1,233	集計中
5	食品等の輸入届出件数（単位：千件）	1,864	1,859	1,797	1,759	1821 (速報値)
6	輸入重量（単位：千トン）	33782	34096	32261	31551	30605 (速報値)
7	検査件数（単位：千件）	189	199	199	194	232 (速報値)
8	検査割合（単位：%）	10.2	10.7	11.0	11.0	12.7 (速報値)
9	食品衛生法違反件数（単位：件）	935	1,530	1150	1,150	1559 (速報値)
<p><b>【調査名・資料出所、備考等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、医薬食品局食品安全部監視安全課調べによるものであり、毎年度末現在の数値である。</li> <li>・指標2、3及び4は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例（大臣官房統計情報部）によるが、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成23年1月に公表予定である。</li> <li>・指標5、6、7、8及び9は、医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室調べによるものであり、毎年度末（平成18年までは年次、平成19年以降は年度）現在の数値である。</li> </ul>						

## (2) 施策小目標 2 「食品等に関する規格基準の設定を推進すること」 関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬のうち、基準の見直しを行った農薬等の数（前年度以上/毎年度）	－	7	29	16	21
達成率		－	－	414%	55%	131%
5	国際汎用添加物の指定品目数（前年度以上/毎年度）	6	7	6	19	5
達成率		100%	117%	86%	317%	26%
6	食品中の微生物規格設定及び適用のための原則改訂の進捗率（100%/平成 22 年度）					0
達成率						0%
<p><b>【調査名・資料出所、備考等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標 4 は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成 18 年 5 月 29 日からのものである。</li> <li>・指標 5 は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、初めて国際汎用添加物の指定が行われた平成 16 年度からのものである。</li> </ul> <p>※「国際汎用添加物」とは、国際的に安全性が確認されており、かつ、広く使用が認められている国際的に必要性が高いと考えられる添加物である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標 6 は、医薬食品安全部企画情報課国際食品室調べによるものであり、平成 21 年度のコーデックス委員会食品衛生部会において、これらの規格の策定が新規作業として承認され、平成 22 年 5 月下旬に日本で作業部会を開催する予定としているところである。</li> </ul> <p>※「コーデックス委員会」とは、昭和 37 年に F A O（国連食糧農業機関）と W H O（世界保健機関）が F A O / W H O 合同食品規格計画の実施機関として合同で設立した国際政府間組織であり、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を守るとともに、公正な食品貿易を確保することをその目的としている。コーデックス委員会が策定した食品規格は、W T O（世界貿易機関）の多角的貿易 協定の下で、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられている。我が国は、昭和 41 年に加盟し、総会や各部会等への代表の派遣や、科学的なデータやコメントの提供など、コーデックス委員会の活動に積極的に取り組んでいる。</p>						

## (3) 施策小目標3「健康食品の安全対策を推進すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
7	健康食品等に関する健康被害報告数（過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度）	39	15	30	22	27
達成率		—	—	247.3%	189.1%	111.9%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標7は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる</li> <li>・なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1 + (達成水準 - 実績値) / 達成水準」として算定。（参考：平成16年の報告数は45）</li> </ul>						

## (4) 施策小目標4「リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
11	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%以上/平成22年度）	45.7	66.4	57.6	49.7	55.6
達成率						
12	食品の安全に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解ができた者」の割合（75%以上/毎年度）	83.3	81.0	82.3	91.7	90.8
達成率		113.7%	108%	109.3%	122.2%	121.1%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標11は、「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）による。</li> <li>・指標12は、医薬食品局食品安全部企画情報課調べによるもの。</li> </ul>						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	3府省（食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省）による意見交換会 ・開催回数（単位：回） ・参加者数（単位：人）	65 10,484	68 12,896	26 2,434	18 1,688	27 1,491
2	健康に悪影響を与えないようにするために、どのような食品を選んだ方がよいかや、どのような調理が必要かについての知識があると思うか」という設問に対し、「十分にあると思う」又は「ある程度あると思う」と回答した者の割合（単位：%）	45.7	66.4			
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課調べによる。</li> <li>・指標2は、「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）によるが、同調査における同設問は平</li> </ul>						

成17、18年度に限ったものであるため、平成16年度以前及び平成19年度以降は把握していない。

## 5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、各事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

施策小目標1「食品衛生管理の高度化等、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること」関係

別表1 「輸入食品監視業務」（事業評価シート）

## 6. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

- 食中毒統計 <http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html>
- 衛生行政報告例（政府統計の窓口）  
[http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?\\_toGL08020103\\_&listID=000001059640&requestSender=dsearch](http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001059640&requestSender=dsearch)
- 輸入食品監視統計 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/06toukei.pdf>
- 輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/tp0130-1ap02.pdf>
- 総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認状況  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/sougouisei/index.html>
- 国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物の取扱いについて  
（財団法人日本食品化学研究振興財団ホームページ）  
<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/FFCRHOME.nsf/pages/siryu-toriatukai>
- 「いわゆる健康食品」による健康被害事例  
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/jirei/030530-1.html>

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】					
基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること												
Ⅱ-1-1	医薬食品局 食品安全部 企画情報課 (吉野課長)、企画情報課国際食品室(日下室長)、企画情報課検疫所業務管理室(坂本室長)、基準審査課(森口課長)、基準審査課新開発食品保健対策室(熊谷室長)、監視安全課(加地課長)、監視安全課輸入食品安全対策室(道野室長)、監視安全課食中毒被害情報管理室(熊谷室長)	Ⅱ-1 食品等の安全性を確保すること	Ⅱ-1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること		＜施策中目標に係る指標＞							
					1	大規模食中毒の発生件数	過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度	2件 (21年度) 【128.6%】				
					2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数	前年度以下/毎年度	778件 (20年度) 【105.7%】				
					3	輸入食品モニタリング検査達成率	100%/毎年度	104(速報値) (21年度) 【104.4%】				
					4	輸入食品の規格基準等の違反件数	前年(度)以下/毎年度	1559件(速報値) (21年度) 【64.4%】				
					5	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	前年度以上/毎年度	21品目 (21年度) 【131%】				
					6	健康食品等に関する健康被害報告数	過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度	27 (平成21年度) 【111.9%】				
					7	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	60%以上/平成22年度	55.6% (平成21年度) 【90.89%】				
						(参考統計) 食品の安全に関する意見交換会の参加者数		1839人 (平成21年度)				
					施策小目標 1			食品衛生管理の高度化等、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること	・輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導	＜施策小目標に係る指標＞		
										大規模食中毒の発生件数 ※施策中目標に係る指標1と同じ	過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度	2 (21年度) 【128.6%】
										許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数 ※施策中目標に係る指標2と同じ	前年度以下/毎年度	778 (20年度) 【105.7%】
					輸入食品の規格基準等の違反件数 ※施策中目標に係る指標4と同じ	前年度以下/毎年度	1559 (21年度) 【64.4%】					
					輸入食品モニタリング検査達成率 ※施策中目標に係る指標3と同じ	100%/毎年度	104(速報値) (21年度) 【104.4%】					
施策小目標 2			食品等に関する規格基準の設定を推進すること	・ポジティブリスト制度の導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定 ・国際汎用添加物(香料を含む。)の指定 ・食品中の微生物規格設定及び適用のための原則改訂	＜施策小目標に係る指標＞							
					ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数 ※施策中目標に係る指標5と同じ	前年度以上/毎年度	21品目 (21年度) 【131%】					
					国際汎用添加物の指定品目数	前年度以上/毎年度	5品目(21年度) 【26%】					
					食品中の微生物規格設定及び適用のための原則改訂の進捗率	100%/平成22年度	—					
施策小目標 3			健康食品の安全対策を推進すること		＜施策小目標に係る指標＞							
					健康食品等に関する健康被害報告数 ※施策中目標に係る指標6と同じ	過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度	27 (平成21年度) 【111.9%】					
施策小目標 4			リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること	・リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施	＜施策小目標に係る指標＞							
					食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 ※施策中目標に係る指標7と同じ	60%以上/平成22年度	55.6% (平成21年度) 【90.8%】					
					食品の安全に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解ができた者」の割合	75%以上/毎年度	90.8% (平成21年度) 【121.1%】 <b>リスクミ</b>					

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成 時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】									
			評価予定表 <table border="1" data-bbox="560 170 1102 311" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">23</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実績 【重】</td> <td style="text-align: center;">実績 【重】</td> <td style="text-align: center;">実績 【重】</td> <td style="text-align: center;">モニ</td> <td style="text-align: center;">実績</td> </tr> </table>	19	20	21	22	23	実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ	実績			備考
19	20	21	22	23												
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ	実績												

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅱ-1-1-(1)	
<b>事業評価シート</b>			
予算事業名	輸入食品監視業務	事業開始年度	平成8年度
担当部局・課室名 作成責任者	医薬食品局食品安全部・企画情報課検査所業務管理室 坂本 浩享		
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	食品衛生法第23条、26条第3項、27条、28条		
関係する通知、計画等	「平成22年度輸入食品監視指導計画」の実施について 「平成22年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について		
予算体系	(組織)検査所 (項)輸入食品検査業務実施費 (大事項)輸入食品の検査に必要な経費		
実施方法	■直接実施		
	□業務委託等（委託先等：登録検査機関）		
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）		
	□貸付（貸付先：） □その他（）		
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数 / 非常勤役員数 / 監事等 /
	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額 官庁OB役員報酬総額
	積立金等の額	内訳	今後の活用計画
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	輸入食品等の安全性確保	
	対象 (誰/何を対象に)	輸入者及び輸入食品等に対する各検査所食品監視担当課における監視指導の実施、輸入食品・検査センター（横浜・神戸）等における試験検査の実施。	
	事業/制度内容 (手段、手法など)	食品衛生法第23条に基づき策定された「輸入食品監視指導計画（モニタリング検査を含む）」に基づき各検査所食品監視担当課において監視指導を実施するとともに、輸入食品・検査センター（横浜・神戸）等において試験検査を実施する。 ・検査費用（単価） 2,578円 ～ 88,200円 ・検査機器（借料） 127,462円 ～ 7,171,200円	
コスト	平成22年度予算額		人件費
	事業費	2,299 百万円	職員構成 概算人件費 (平均給与×従事職員数) 従事職員数
	人件費	0 百万円	担当正職員 千円 人 臨時職員他 千円 人
総計	2,299 百万円		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額
	H19(決算額)	2,233	
	H19(決算上の不用額)	20	
	H20(決算額)	2,894	
	H20(決算上の不用額)	34	
	H21(予算(補正込))	2,594	
	H21(決算見込)	2,442	
H22予算額	2,299		
平成22年度 予算(案) (補助金の場合は負担 割合等も)	2,299百万円（輸入食品監視業務に必要な旅費、庁費類（検体搬送、試験検査等）、輸入食品届出のためのシステム維持管理費及び職員の資質向上に係る経費などの運営費。）		

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅱ-1-1-(1)			
<b>事業評価シート</b>					
予算事業名	輸入食品監視業務	事業開始年度	平成8年度		
担当部局・課室名 作成責任者	医薬食品局食品安全部・企画情報課検疫所業務管理室 坂本 浩享				
事業/制度の 必要性	我が国に輸入される食品等は、年間の輸入届出件数が約176万件、輸入重量が約3,155万トン(平成20年度実績)であり、日本人の食事のカロリーベースの約6割を占めている。このような状況の中、国が輸入時に効果的かつ、効率的に監視指導及び試験検査を実施することにより、輸入食品等の一層の安全性の確保を図ることが必要である。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	都道府県知事、保健所を設置する市の市長または特別区の区長は、食品衛生法第24条に基づき、毎年度、当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画を定め、国内流通食品等の監視指導等を実施している。				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	輸入食品等の食品衛生法違反事例について、都道府県等と情報を共有することにより、輸入時及び国内流通時の監視強化を図っている。				
アウトプット	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	活動実績				
	輸入食品モニタリング検査件数	件	81,519	83,951	86,461 (速報値)
	輸入食品モニタリング検査達成率	%	103	105	104 (速報値)
	食品衛生監視員	人	334	341	368
	予算執行率	%	99.1%	98.8%	94.1%
アウトカム	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	モニタリング検査違反件数(前年度以下/毎年度)	件	225 【160.0%】	245 【91.8%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	モニタリング検査については、食品衛生監視員の増員や検査機器の整備等により監視体制の整備を図ることで年間計画数を達成している。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果 的な事業とする 観点から) (担当部局案)	食中毒菌、残留農薬・動物用医薬品、食品添加物、その他の有毒・有害物質等の検査項目の拡充、食品衛生監視員の増員及び機器整備に加え人材育成等により、計画的に輸入時の監視指導及び試験検査体制の強化を図る。また、検疫所毎のモニタリング検査実施状況を毎月調査し、達成率をもとに評価するとともに、計画通り実施できない場合には改善指導を行う。			
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	米国における輸入時の監視体制については、農務省食品安全検査局(FSIS)の職員74名を主要港33カ所に配置し動物性食品の監視を行い、保健福祉省食品医薬品局(FDA)の職員450名を約400カ所の海空港に配置し、動物性食品以外の食品の監視を行っている。				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年 食品等に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入</li> <li>平成20年 官邸に設置された「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」において、輸入食品の安全対策について体制強化が必要とされた。</li> <li>平成20年 モニタリング検査について、総務省行政監察局により輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を受けた。</li> <li>平成22年 「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づく行動計画に合意し、今後はこの行動計画に基づいて日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくことで一致した。</li> </ul>				